

## 余裕期間制度の試行に関する特記仕様書（発注者指定方式）

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる余裕期間を設定した試行対象工事である。
- 2 受注者は、発注者が指定する工事着手日（令和〇年〇月〇日）に、工事に着手するものとする。
- 3 契約日から工事着手日の前日までの期間（余裕期間）は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。
  - (2) 労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備等を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。
  - (3) 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
  - (4) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 4 工事実績情報サービス（CORINS）に登録する「技術者情報の従事期間」については、発注者が指定する工事着手日から工期の終期日（実施工期）とする。  
(余裕期間を含まない)
- 5 契約保証の期間については、契約日から工期の終期日（契約工期）を対象とする。  
(余裕期間を含む)
- 6 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 7 施工計画書は、工事着手日以降 30 日以内に、監督員に提出するものとする。
- 8 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。